

平成25年2月25日現在

## 【隔離栽培検査体系の見直しのための高度な病害虫検査技術の開発】

病原となる植物の種類や病原の種類は、提案者から提案するのか。

- 植物の種類及び病原の種類については、提案者の方から御提案いただきたいと思います。なお、隔離栽培で対象となっているものは「隔離栽培運用基準」で規定されておりますので、御参考ください。また、本基準は、植物防疫所のホームページで公開されています。

病菌を輸入する必要がある場合は、行政に協力してもらえるのか。

- 受託機関が海外の研究機関等と連絡を取っていただき、農林水産大臣の許可申請、輸入等の手続を行っていただくこととなります。

「背景、研究の必要性」にある「侵入リスクが高く侵入による経済的な影響が高いと考えられるもの」というものは何か基準があるのか。

- 基準はありませんが、国内未発生病菌、ウメ輪紋ウイルス(PPV)やウイロイドなど経済的な影響が大きい病菌を対象としていただきたいと思います。